

【 12 】

氏名	久 木 幸 男 ひさ き ゆき お
学位の種類	教育学博士
学位記番号	論教博第9号
学位授与の日付	昭和43年5月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	大学寮の研究

論文調査委員 (主査) 教授 下程勇吉 教授 篠原陽二 教授 池田 進

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は古代教育史の中心的課題ともいべき大学寮ならびにその衛星的機関とされる別曹・国学・私学等の教育を対象とし、これらの組織・施設・職員・教授科目・教科書・教授法・試験制度・行事・財政等にわたって究明の歩を進めている。著者は広く関係文献を渉猟し、必要に応じて随所に自ら作製した統計表をさしはさみ、大学寮の教育の消長のあとをたどり、その性格・本質を明らかにし、さらにはその歴史的意義の究明に及んでいる。著者は先ず大学寮創設の年代を670年と推定することからはじめ、大学寮が南朝ならびに朝鮮の学制の影響をうけて発足し、やがて神亀・天平両度の学制改革において、唐制採用の方向をとった経緯をのべ、その際律令体制に即する面とともに、それを逸脱する面とが並び存する事実を注目し、以下たえずこの両面の交錯・対立をはらむ当時の歴史的現実との連関において、大学寮の教育の歴史的変遷を精細に究明し、1177年4月28日の大火による終焉にまで及んでいる。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文の特色として、第1にあげられることは、行論全体が当時の歴史的社会的現実との密接な連関において展開されているということである。すなわち本論文は、公地公民制を基本とする律令的なものと反律令的なもの（貴族世襲制の強化、大学寮教官職の世襲化、独占的家学の発生、試験制度の形骸化、荘園による土地私有化等々）とが対立し、律令をめぐる公的原理と私的原理とが相剋する当時の歴史的社会的現実との密接なつながりにおいて、古代の官吏養成機関としての大学寮の教育の変遷と運命とを冷静かつ綿密に究明している。

つぎに、本論文は随所に先行学説を検討し、客観的に批判し、さらにはこれを訂正する新しい見解を提起している。すなわち、大学寮の創設・擬文章生の設置・二教院設立等の年代について新説を提唱していること、弘文院が別曹ではないとせられる所以を示したこと、養老の学制に南朝・朝鮮の学制の影響が見られることを指摘したこと、神亀・天平の学制改革の意図を究明し、従来とかく軽視せられた一般庶民の

入学の意義を明らかにしたこと、九世紀初頭の勸学田増設に関して新解釈を下したこと、従来取り上げられなかった史料によって文章院が菅原清公によって創立せられたとする説を是正したこと、三善清行の意見十二条に新しい解釈を下してその真意が別曹否定にあったと提唱したこと、儒仏習合主義の私学を主流と視た従来の古代私学観を斥けて、私学の主流はむしろ大学寮の補助機関として儒学主義に立っていたことを示そうとしたこと、大学寮が主として中級下級官吏養成機関であるにとどまった所以を明らかにしたこと、また大学寮の給食の在り方を具体的に明らかにして、給食教育史に対して幾多の資料を提供している等々、これらの創意に富む諸研究は斯界に多くの刺激をあたえるものと思われる。

本論文はややもすれば立ちおくれをとっている日本古代教育史の研究に対する重要な寄与をなすものというべく、よって本論文は教育学博士の学位論文として価値あるものとみとめる。